

「在留カード」はどういうカード？

在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

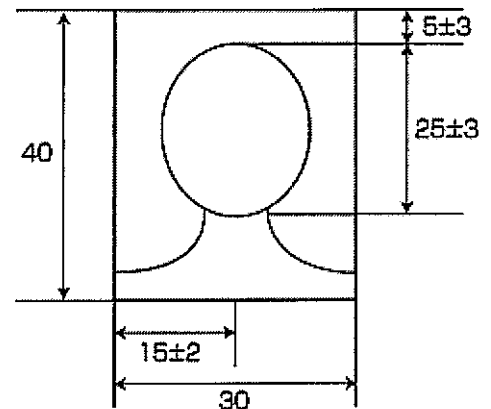
※ 在留カードには偽変造防止のためのＩＣチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード表面)

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 AB12345678CD No.
氏名 TURNER ELIZABETH NAME				
生年月日 1985年12月31日 DATE OF BIRTH	性別 女 SEX	国籍・地域 米国 NATIONALITY/REGION		
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイツ202号 ADDRESS				
在留資格 留学 STATUS College Student				
就労制限の有無 就労不可				
在留期間(満了日) 4年3月(2018年10月20日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)				
許可の種類 在留期間更新許可(東京入国管理局長) ◆MOJ◆				
許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日				
このカードは 2018年10月20日まで有効です。 法務大臣 印				

在留カードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります

(単位：ミリメートル)



(カード裏面)

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
海外外出許可欄 許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留期間更新許可申請欄 在留資格変更許可申請中

- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、上記図画面の各寸法を満たしたもの(顔の寸法は、頭頂部(髪を含む。)からあご先まで)
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景(影を含む。)がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の日前3か月以内に撮影されたもの

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※ 申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

永住者

16歳以上の方
16歳未満の方

交付の日から7年間
16歳の誕生日まで

永住者以外

16歳以上の方
16歳未満の方

在留期間の満了日まで
在留期間の満了日又は
16歳の誕生日のいづれかはやい日まで

在留資格一覽

出入国管理及び難民認定法別表

第一														第二															
【在留中の活動に基づく在留資格】														【身分又は地位に基づく在留資格】															
一				二										三		四		五											
外交	公用	教授	芸術	宗教	報道	高度専門職（※１）	経営・管理	法律・会計業務	医療	研究	教育	技術・人文知識・国際業務	企業内転勤	介護	興行	技能	技能実習（※２）	特定技能（※３）	短期滞在	留学	研修	家族滞在	特定活動	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者		
上陸基準省令の適用の有無																													
×				○										×		○		△	×										
就労の可否																													
○														×		△		○		(活動の制限なし)									
(在留資格に定められた範囲内での就労可)														(原則就労不可)															

※1：高度専門職1号(イ)、高度専門職1号(ロ)、高度専門職1号(ハ)、高度専門職2号にわかれる。

※2：技能実習1号(イ)、技能実習2号(イ)、技能実習2号(ロ)、技能実習3号(イ)、技能実習3号(ロ)にわかれる。

※3：特定技能1号、特定技能2号にわたれる。